

# 令和5年清瀬市議会第1回定例会

## 市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	議決日 結果																																																										
議案 第1号	令和5年度清瀬市一般会計予算	<table border="0"> <tr> <td>歳入総額</td> <td>32,382,000 千円</td> </tr> <tr> <td>市税</td> <td>9,723,849 千円</td> </tr> <tr> <td>地方譲与税</td> <td>121,000 千円</td> </tr> <tr> <td>利子割交付金</td> <td>16,000 千円</td> </tr> <tr> <td>配当割交付金</td> <td>87,000 千円</td> </tr> <tr> <td>株式等譲渡所得割交付金</td> <td>84,000 千円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税交付金</td> <td>212,000 千円</td> </tr> <tr> <td>地方消費税交付金</td> <td>1,793,000 千円</td> </tr> <tr> <td>環境性能割交付金</td> <td>35,000 千円</td> </tr> <tr> <td>国有提供施設等所在市町村助成 交付金</td> <td>40,000 千円</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金</td> <td>88,000 千円</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>4,640,000 千円</td> </tr> <tr> <td>交通安全対策特別交付金</td> <td>6,000 千円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>136,279 千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>384,994 千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>6,455,393 千円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>5,385,344 千円</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>300,163 千円</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>4,401 千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>1,137,855 千円</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>400,000 千円</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>184,722 千円</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>1,147,000 千円</td> </tr> <tr> <td>歳出総額</td> <td>32,382,000 千円</td> </tr> <tr> <td>議会費</td> <td>307,695 千円</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>3,973,961 千円</td> </tr> <tr> <td>民生費</td> <td>17,358,136 千円</td> </tr> <tr> <td>衛生費</td> <td>2,035,753 千円</td> </tr> <tr> <td>労働費</td> <td>6,102 千円</td> </tr> </table>	歳入総額	32,382,000 千円	市税	9,723,849 千円	地方譲与税	121,000 千円	利子割交付金	16,000 千円	配当割交付金	87,000 千円	株式等譲渡所得割交付金	84,000 千円	法人事業税交付金	212,000 千円	地方消費税交付金	1,793,000 千円	環境性能割交付金	35,000 千円	国有提供施設等所在市町村助成 交付金	40,000 千円	地方特例交付金	88,000 千円	地方交付税	4,640,000 千円	交通安全対策特別交付金	6,000 千円	分担金及び負担金	136,279 千円	使用料及び手数料	384,994 千円	国庫支出金	6,455,393 千円	都支出金	5,385,344 千円	財産収入	300,163 千円	寄附金	4,401 千円	繰入金	1,137,855 千円	繰越金	400,000 千円	諸収入	184,722 千円	市債	1,147,000 千円	歳出総額	32,382,000 千円	議会費	307,695 千円	総務費	3,973,961 千円	民生費	17,358,136 千円	衛生費	2,035,753 千円	労働費	6,102 千円	3月28日 可決
歳入総額	32,382,000 千円																																																												
市税	9,723,849 千円																																																												
地方譲与税	121,000 千円																																																												
利子割交付金	16,000 千円																																																												
配当割交付金	87,000 千円																																																												
株式等譲渡所得割交付金	84,000 千円																																																												
法人事業税交付金	212,000 千円																																																												
地方消費税交付金	1,793,000 千円																																																												
環境性能割交付金	35,000 千円																																																												
国有提供施設等所在市町村助成 交付金	40,000 千円																																																												
地方特例交付金	88,000 千円																																																												
地方交付税	4,640,000 千円																																																												
交通安全対策特別交付金	6,000 千円																																																												
分担金及び負担金	136,279 千円																																																												
使用料及び手数料	384,994 千円																																																												
国庫支出金	6,455,393 千円																																																												
都支出金	5,385,344 千円																																																												
財産収入	300,163 千円																																																												
寄附金	4,401 千円																																																												
繰入金	1,137,855 千円																																																												
繰越金	400,000 千円																																																												
諸収入	184,722 千円																																																												
市債	1,147,000 千円																																																												
歳出総額	32,382,000 千円																																																												
議会費	307,695 千円																																																												
総務費	3,973,961 千円																																																												
民生費	17,358,136 千円																																																												
衛生費	2,035,753 千円																																																												
労働費	6,102 千円																																																												

		農林業費 99,462 千円 商工費 109,266 千円 土木費 1,759,254 千円 消防費 1,037,117 千円 教育費 3,622,380 千円 公債費 2,052,364 千円 諸支出金 510 千円 予備費 20,000 千円  所管課 財政課	
議案 第 2 号	令和 5 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算	歳入総額 8,216,000 千円 主なもの 国民健康保険税 1,371,094 千円 都支出金 5,499,161 千円 繰入金 1,336,248 千円 繰越金 1,000 千円 諸収入 8,106 千円  歳出総額 8,216,000 千円 主なもの 保険給付費 5,374,223 千円 国民健康保険事業費納付金 2,511,126 千円  所管課 保険年金課	3 月 2 8 日 可決
議案 第 3 号	令和 5 年度清瀬市駐車場事業特別会計予算	歳入総額 73,000 千円 繰越金 1,000 千円 諸収入 72,000 千円  歳出総額 73,000 千円 駐車場費 49,855 千円 予備費 1,000 千円 諸支出金 22,145 千円  所管課 道路交通課	3 月 2 8 日 可決
議案 第 4 号	令和 5 年度清瀬市介護保険特別会計予算	歳入総額 7,464,000 千円 主なもの 保険料 1,342,862 千円	3 月 2 8 日 可決

		国庫支出金 1,762,907 千円 支払基金交付金 1,917,868 千円 都支出金 1,068,552 千円 繰入金 1,365,606 千円  歳出総額 7,464,000 千円 主なもの 保険給付費 6,867,034 千円 地域支援事業費 395,269 千円  所管課 介護保険課	
議案 第 5 号	令和 5 年度清瀬市後期高齢者医療 特別会計予算	歳入総額 2,253,000 千円 主なもの 後期高齢者医療保険料 993,590 千円 繰入金 1,168,075 千円  歳出総額 2,253,000 千円 主なもの 広域連合納付金 2,091,408 千円 保健事業費 114,041 千円  所管課 保険年金課	3 月 2 8 日 可決
議案 第 6 号	令和 5 年度清瀬市下水道事業会計 予算	収益的収支 下水道事業収益 1,223,534 千円 営業収益 1,008,208 千円 営業外収益 215,326 千円  下水道事業費用 1,202,635 千円 営業費用 1,157,499 千円 営業外費用 43,936 千円 特別損失 200 千円 予備費 1,000 千円  資本的収支 資本的収入 782,026 千円 企業債 600,400 千円 他会計出資金 11,148 千円	3 月 2 8 日 可決

		国庫補助金 154,000 千円 都補助金 10,450 千円 負担金等 6,028 千円  資本的支出 1,102,402 千円 建設改良費 820,783 千円 企業債償還金 281,619 千円  所管課 下水道課	
議案 第7号	令和4年度清瀬市一般会計補正予算(第10号)	少子化対策及び子育て支援対策の一環として、本年度より「出産・子育て応援交付金事業」を展開し、妊娠届出以後の世帯に「出産応援ギフト」、乳児がいる家庭全戸に「子育て応援ギフト」を、それぞれにおいて5万円相当分給付します。  この事業を令和5年度より本格的に稼働させるにあたって、市民への給付漏れがないよう現行のシステムを改修し、効率的、かつ万全に対象者を抽出できるよう準備します。  このシステム改修経費を予算化するため、補正予算を編成するものです。  主な内容 1 予算総額 (1) 現予算総額 357億4,396万8千円 (2) 補正予算額 2,000千円 (3) 補正後予算総額 357億4,596万8千円  2 補正予算歳入額 2,000千円 (1) 国庫支出金 2,000千円  3 補正予算歳出額 2,000千円 内訳 (1) 衛生費 2,000千円 母子保健事業 (出産・子育て応援交付金に伴う システム改修費(委託料))  所管課 財政課	3月1日 可決

議 案 第 8 号	令和4年度清瀬市一般会計補正予算(第11号)	補正前の歳入歳出総額 35,745,968 千円 補正後の歳入歳出総額 36,356,860 千円 歳入総額 610,892 千円 主なもの 地方交付税 188,650 千円 国庫支出金 204,112 千円 都支出金 34,655 千円 寄付金 16,235 千円 繰入金 ▲11,856 千円 諸収入 15,096 千円 市債 164,000 千円 歳出総額 610,892 千円 主なもの 総務費 39,320 千円 民生費 94,031 千円 商工費 5,236 千円 土木費 284,388 千円 教育費 ▲19,766 千円 諸支出金 204,625 千円 予備費 3,058 千円  所管課 財政課	3 月 2 8 日 可 決
議 案 第 9 号	令和4年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	補正前の歳入歳出総額 8,117,485 千円 補正後の歳入歳出総額 8,263,793 千円 歳入総額 146,308 千円 主なもの 国民健康保険税 ▲8,508 千円 都支出金 146,308 千円 繰入金 8,508 千円 歳出総額 146,308 千円 主なもの 保険給付金 146,308 千円  所管課 保険年金課	3 月 2 8 日 可 決
議 案 第 10 号	令和4年度清瀬市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)	補正前の歳入歳出総額 90,112 千円 補正後の歳入歳出総額 90,112 千円 歳出総額 0 円	3 月 2 8 日 可 決

		主なもの 駐車場費                   ▲10,844 千円 諸支出金                   10,844 千円  所管課 道路交通課	
議案 第11号	令和4年度清瀬市介護保険特別会計補正予算(第3号)	補正前の歳入歳出総額       7,639,387 千円 補正後の歳入歳出総額       7,649,387 千円 歳入総額                   10,000 千円  主なもの 保険料                   2,300 千円 国庫支出金               2,500 千円 支払基金交付金           2,700 千円 都支出金               1,250 千円 繰入金                   1,250 千円 歳出総額               10,000 千円  主なもの 地域支援事業費           10,000 千円  所管課 介護保険課	3月28日 可決
議案 第12号	清瀬市職員の旅費に関する条例	公務で旅行する市職員の国内及び海外における交通費、宿泊料、食料等の旅費を規定するものです。また、任命権者の指定した職への着任に伴う移転等の費用も包括し、現状及び将来の旅行等の形態を想定した新たな旅費を規定するため、清瀬市職員の旅費に関する条例を全部改正するものです。 なお、条例の全部改正により条例番号が改められることから、この条例を引用する別途2つの条例を附則において一部改正するものです。  附則において一部改正する条例 1 清瀬市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年清瀬市条例第14号) 2 清瀬市長等の給与に関する条例(昭和26年清瀬村条例第9号)  所管課 職員課	3月28日 可決

<p>議 案 第 13 号</p>	<p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例</p>	<p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正され、本年4月1日に施行されます。</p> <p>この法の一部改正では、条項の繰上げ及び条項を削る（例第77条→第72条）等の改正があることから、2つの条例において引用する同法の条項番号を改めるため、整理に関する条例に取りまとめて一部改正をするものです。</p> <p>一部改正する条例</p> <p>1 清瀬市子ども・子育て会議設置条例（平成25年清瀬市条例第24号）</p> <p>2 清瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年清瀬市条例第20号）</p> <p style="text-align: right;">所管課 子育て支援課</p>	<p>3月28日 可決</p>
<p>議 案 第 14 号</p>	<p>非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び清瀬市消防団条例の一部を改正する条例</p>	<p>消防団員へ支給する出動報酬制度の新設にあたって、清瀬市消防団条例（昭和27年清瀬村条例第1号）に団員報酬額及び出動報酬額を包括して規定できるようにするため、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年清瀬町条例第19号）から団員報酬額を削る一部改正をするものです。</p> <p>また、この報酬及び費用弁償に関する条例では、就学児の健康審査等にあたる就学支援委員会の医師有資格委員の報酬額も併せて改正します。</p> <p>清瀬市消防団条例では、大規模災害時における消防団の機能向上を図るため、消防ポンプ車及び重機等を操作できる市民等を組織して「機能別分団」を創設し、併せて消防団員の定数を「146人」から「160人」に増員させる一部改正をするものです。</p> <p>併せて、この条例では、火災等の出動ごとに各分団等に支給してきた出動手当を廃止し、団員報酬額を移行させて規定すると共に団員個々の出動回数及び活動時間に応じて出動報酬を支給し、団員の処遇改善を図れるよう一部改正するものです。</p>	<p>3月28日 可決</p>

		<p>2つの条例の一部改正には、特に相関関係があることから包括した一部改正条例を提案するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 防災防犯課、教育指導課</p>	
議案 第15号	清瀬市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部を改正する条例	<p>令和5年度から施行する「高校生等の医療費助成制度」の運用にあたり、他の制度における医療費受給状況の確認及び手当制度等との調整を図るため、庁内において対象者の特定個人情報の利用及び提供を連携できるよう一部改正するものです。</p> <p>これにより、受給対象者が所得状況等を証明するための公的証明等を提出する負担を軽減します。</p> <p style="text-align: right;">所管課 総務課、子育て支援課、生活福祉課</p>	3月28日 可決
議案 第16号	清瀬市民活動センター条例の一部を 改正する条例	<p>清瀬市しあわせ未来センターのオープンにより、清瀬市健康センター条例（平成元年清瀬市条例第3号）は廃止します。</p> <p>これにより、清瀬市民活動センターの運営規定を清瀬市民活動センター条例（平成14年清瀬市条例第33号）に移行させて新たに規定するため、一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 シティプロモーション課</p>	3月28日 可決
議案 第17号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する 条例	<p>新たに市立学童クラブを設置するため、一部改正するものです。</p> <p>新設する学童クラブ</p> <p>1 名称 清瀬市立八小第3学童クラブ（市立清瀬第八小学校内）</p> <p>2 位置 東京都清瀬市中清戸四丁目1070番地</p> <p style="text-align: right;">所管課 生涯学習スポーツ課</p>	3月28日 可決
議案 第18号	清瀬市予防接種健康被害調査委員会 設置条例の一部を改正する条例	<p>予防接種健康被害調査委員会の委員委嘱要件を拡充し、医師会の推薦により調査に要する知識及び技能により優れた人材を委員として委嘱できるよう、一部改正するものです。</p> <p>また、本年4月1日の清瀬市組織改正に伴い、同委員会の庶務担当部の名称を改める一部改正も併せて行うものです。</p>	3月28日 可決



		所管課 健康推進課管	
議 案 第 19 号	清瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例	社会経済状況に即した一時金とするため、国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給額を「42万円」から「50万円」に増額させる一部改正をするものです。	3月28日 可決
		所管課 保険年金課	
議 案 第 20 号	清瀬市立学童クラブの指定管理者の指定について	市立学童クラブの設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。 このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。  主な内容 1 指定管理者を指定する市立学童クラブ 清瀬市立八小第3学童クラブ 清瀬市立清瀬小第3学童クラブ  2 指定する指定管理者の名称等 東京都清瀬市元町二丁目18番10号 特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ  3 指定期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで	3月28日 可決
		所管課 生涯学習スポーツ課	
議 案 第 21 号	令和4年度清瀬市一般会計補正予算(第12号)	市内旭が丘五丁目の関越自動車道に架かる「はげ橋(市道1038号線)及び旭が丘橋(市道1086号線)」の橋梁長寿命化補修工事にあたり、東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本)と工事受注業者間における安全管理協議等に長期間を要し工期に影響を及ぼすようになったため、当該工予算額を令和5年度に繰越して工期を延長させ、工事の安全及び安定施工に資するものです。  繰越明許費(令和4年度清瀬市一般会計予算) 1 予算科目 款8 土木費 項2 道路橋梁費 2 繰越額 14,490千円 3 事業名 道路維持補修事業(はげ橋及び旭が丘橋)	3月28日 可決

		橋梁補修工事)	
		所管課 財政課、道路交通課	
議 案 第 22 号	令和5年度清瀬市一般会計補正予算(第1号)	<p>令和5年度において、出産・子育て応援交付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び带状疱疹ワクチン任意接種補助事業を速やかに実施できるようにするため、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 補正前予算額 32,382,000 千円</p> <p>2 歳入歳出補正予算額 720,669 千円</p> <p>3 補正後予算額 33,102,669 千円</p> <p>4 歳入(内訳) 720,669 千円</p> <p>(1) 国庫支出金 662,855 千円</p> <p>(2) 都支出金 45,151 千円</p> <p>(3) 繰入金 12,663 千円</p> <p>5 歳出内訳(主なものを列記) 720,669 千円</p> <p>(1) 衛生費 720,669 千円</p> <p>ア 母子保健事業(ネウボラ事業) 96,934 千円</p> <p>(安心して出産、子育てできる環境整備に向け、伴走型の相談支援及び経済的支援(妊娠届を提出した方及び出産した方に5万円相当のクーポン券を交付。令和4年度中の出産は10万円相当のクーポン券を交付)を一体化して事業を実施するための経費)</p> <p>(ア) 消耗品費 14 千円 (郵送用ラベルシールの作成)</p> <p>(イ) 印刷製本費 24 千円 (返信用封筒の作成)</p> <p>(ウ) 通信運搬費 896 千円 (アンケート及びクーポン券等郵送料)</p> <p>(エ) 委託料 運営管理費 96,000 千円 (妊娠届を提出した方、出産した方にそれぞれ5万円相当(令和4年度中の妊娠及び出産した方へは10万円相当)の</p>	3月28日 可決

		クーポン券を交付する経費等)	
		イ 新型コロナワクチン接種事業 598,232 千円 (新型コロナワクチン接種事業 を継続して実施するための経費)	
		(ア) 報酬 806 千円 (健康被害調査委員会委員報 酬、会計年度任用職員の報酬)	
		(イ) 消耗品費 900 千円 (トナー、コピー用紙、シ ール台紙等の購入)	
		(ウ) 印刷製本費 330 千円 (ワクチン接種券等印刷費)	
		(エ) 光熱水費 180 千円	
		(オ) 燃料費 48 千円 (車両ガソリン費)	
		(カ) 通信運搬費 11,394 千円 (接種券郵送料、コールセ ンター電話料金等)	
		(キ) 委託料 システム業務等 4,000 千円 (健康かるてシステム改修費)	
		(ク) 委託料 578,380 千円 (集団接種業務、医療機関 接種体制整備業務、コール センター等業務等委託料)	
		(ケ) 借上料 131 千円 (システムリース料)	
		(コ) 使用料 2,063 千円 (コミュニティプラザ使用料)	
		ウ 任意予防接種事業 25,503 千円 (50 歳以上の市民に対し、帯状疱疹ワクチン接種に係 る個人負担分の一部を助成 (生ワクチン: 1 回 3,500 円、不活化ワクチン: 1 回 9,000 円を上限 (2 回まで)) する経費)	
		(ア) 消耗品費 22 千円 (通信用封筒の購入)	
		(イ) 通信運搬費 156 千円 (交付決定通知等の送付郵送料)	

		<p>(ウ) 補助金 25,325 千円  (生ワクチン 550 回分、不活化  ワクチン 2,600 回分の助成費)</p> <p>所管課 財政課、子育て支援課、健康推進課</p>	
議 案 第 23 号	清瀬市情報公開条例及び清瀬市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例	<p>清瀬市議会の個人情報の保護に関する条例の制定にあたって、条例の運用において事案（清瀬市個人情報保護法施行条例（令和 4 年清瀬市条例第 27 号）第 8 条の規定等）が発生した場合に「清瀬市情報公開・個人情報保護審議会」へ、また、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく不服申立てがあった場合に「清瀬市行政不服審査会」へ事案を諮問できるよう規定整備するものです。</p> <p>併せて、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に新たに規定された「不開示」の文言は、清瀬市議会の個人情報の保護に関する条例においても使用されたことから、市例規において統一的に活用できるよう「非開示」を「不開示」に改める文言整理するものです。なお、この改正による熟語の意味合に変更は生じません。</p> <p>この条例は、清瀬市議会の個人情報の保護に関する条例の制定にあたって、現行例規の適用を改める必要があることから、2 つの条例を一括で一部改正するためのものです。</p> <p>所管課 総務課</p>	3 月 28 日 可 決
議 案 第 24 号	清瀬市教育委員会委員の任命について	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、清瀬市教育委員会を組織する委員を任命する必要があるため、同条同項の規定に基づき議会の同意を得るものです。</p> <p>任命候補者  住 所 埼玉県川口市飯塚二丁目 1 番 39  氏 名 尾 崎 啓 子 氏</p> <p>所管課 職員課、教育総務課</p>	3 月 28 日 同 意